

熊本県水俣病被認定者療養用具貸与要項

(目的)

第1条 この要項は、水俣病被認定者のうち、日常生活の用をたすことができない者に対して、別表に定める療養用具を貸与し、その日常生活の利便を図り、もって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「水俣病被認定者」とは、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）第4条第2項の規定により知事の認定を受けた者をいう。

(対象者)

第3条 この要項により療養用具の貸与を受けられる者は、水俣病被認定者のうち、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 熊本県内に居住する在宅療養者（一時的な治療のための入院は在宅とみなす。）であること。
- (2) 法第25条第1項又は法第39条第1項に基づき政令で定める障害の程度のうち、特級又は1級に相当する障害を有する者であること。

(貸与の申請)

第4条 療養用具の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、療養用具貸与申請書（別記第1号様式）により知事に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、療養用具の貸与の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸与の可否を決定したときは、療養用具貸与決定通知書（別記第2号様式）又は療養用具貸与申請却下通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用貸借契約書の締結)

第6条 申請者は、前条第1項の規定により貸与を決定され、療養用具の貸与を受ける場合は、使用貸借契約（別記第3号様式）を締結しなければならない。

(維持管理の費用)

第7条 この要項により貸与を受けた療養用具の取付け、維持及び管理に要する費用は、貸与を受けた者が負担するものとする。

(滅失等の届出)

第8条 この要項により貸与を受けた療養用具が災害等の理由によりその全部若しくは一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

ない。

- 2 療養用具の貸与を受けた者が、故意又は重大な過失により滅失し、又は毀損させたときは、知事は、当該療養用具の貸与の決定を取り消し返還を命じ、又は、その価格に相当する金額の全部若しくは一部の賠償を求めることができるものとする。

(療養用具の返還)

第9条 この要項により療養用具の貸与を受けた者が、次の事項に該当するようになったときは、療養用具返還届（別記第4号様式）により届け出のうえ返還しなければならない。この場合において療養用具の貸与を受けた者が死亡したときは、同居の親族が貸与を受けた者の義務を履行するものとする。

- (1) 在宅療養者でなくなったとき。
- (2) 障害の程度が特級又は1級に相当しなくなったとき。
- (3) その他の事情で療養用具が必要なくなったとき。

(処分等の禁止)

第10条 この要項により貸与した療養用具は、貸与の目的に反して不正に使用し、又は処分してはならない。

- 2 療養用具の貸与を受けた者が前項の規定に違反したとき、その他知事の定める条件に反して使用したときは、第8条第2項の規定を準用する。

附 則

この要項は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年8月9日から施行し、平成25年7月10日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）4月30日から施行し、令和3年（2021年）4月30日から適用する。

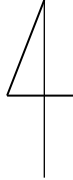
(別表)

療 養 用 具	
1	特殊寝台
2	車いす

別記第1号様式

療養用具貸与申請書			
ふりがな		生年月日	年 月 日
被認定者氏名			(歳)
認定番号	第 号	認定疾病	水 俣 病
認定年月日	年 月 日		
<p>熊本県水俣病被認定者療養用具貸与要項第4条の規定に基づき、（特殊寝台・車いす）の貸与を受けたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（〒 ）</p> <p>電話番号</p> <p>氏 名</p> <p>熊本県知事 様</p>			
受付印			

住所付近見取図

<p>N</p> 	
住 所	氏 名

付近のわかりやすい目標（学校、役場、公民館等）を記入してください。

別記第2号様式

水俣保第 号
年 月 日

様

熊本県知事

療 養 用 具 貸 与 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった（特殊寝台・車いす）の貸与については、次のとおり貸与することに決定したので通知します。

寝台番号 熊本県第 号

車いす番号 熊本県第 号

備品番号 第 号

貸与期間 年 月 日～ 年3月31日（年度自動更新）

（貸与の条件）

- 1 貸与を受けた療養用具の維持管理等に要する費用は、全て自己負担すること。
- 2 貸与を受けた療養用具が、災害等の理由で滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を知事に届け出ること。
- 3 貸与を受けた療養用具は、その目的に反して使用し、又は処分してはならない。
- 4 貸与を受けた者が、次の事項に該当するようになったときは、速やかにその旨を知事に届け出のうえ返還しなければならない。
 - （1）在宅療養者でなくなったとき。
 - （2）障害の程度が特級又は1級に相当しなくなったとき。
 - （3）その他の事情で療養用具が必要でなくなったとき。
- 5 貸与を受けた療養用具を故意又は重大な過失により滅失し、若しくは毀損させたとき又は承認の条件に違反したときは、その貸与が取り消され、返還を命ぜられるものであること。この場合においては、その価格に相当する金額を賠償しなければならないこと。

別記第3号様式

使用貸借契約書

貸主熊本県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）

とは、特殊寝台・車いす（以下「物品」という。）の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物品）

第1条 甲は、乙の療養の用に供するため、甲の所有に係る次の物品（以下「物品」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

特殊寝台・車いす 台

（寝台番号 熊本県第 号・備品番号 第 号）

（車いす番号 熊本県第 号・備品番号 第 号）

（貸付期間）

第2条 物品の使用貸借の期間（以下「貸付期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 貸付期間の満了の日までに返還の申出がない場合は、1年間貸付期間を更新するものとし、以後も同様とする。

（物品の維持管理）

第3条 乙は、療養の用に供するため物品を借り受けるものとし、他の用途に使用し、又は処分してはならない。

2 乙は、物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（維持管理費用の負担）

第4条 物品の使用に伴う維持管理等に必要な経費は、乙の負担とする。

（滅失等の届出）

第5条 乙は、災害等の理由により物品の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を知事に届出なければならない。

(物品の返還)

第6条 乙は、貸付期間が満了した場合、次条第1項の規定によりこの契約が解除された場合又は次の各号いずれかに該当すると認める場合は、療養用具返還届（別記第4号様式）により届出のうえ、物品を乙の負担により返還しなければならない。

- (1) 在宅療養者でなくなった場合
- (2) 障害の程度が特級又は1級に相当しなくなった場合
- (3) その他の事情で物品が必要でなくなった場合

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除し、貸付けの取消し及び物品の返還を命ずることができる。

- (1) 乙が物品を故意又は重大な過失により滅失し、又は毀損させた場合
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しない場合

2 乙は、前項第1号に掲げる場合に該当したことにより同項の規定により契約を解除されたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(疑義等の解決)

第8条 この契約について、疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

年 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

印

乙 (住 所)

(氏 名)

印

別記第4号様式

療 養 用 具 返 還 届

年 月 日

熊本県知事

様

住 所 (〒)

電話番号

氏 名

療養用具の貸与の要件に該当しなくなりましたので、熊本県水俣病被認定者療養用具貸与要項第9条の規定に基づき返還します。

寝台番号 熊本県第 号

車いす番号 熊本県第 号

備品番号 第 号

返還理由 (該当番号を○で囲んでください。)

- (1) 在宅療養者でなくなった
- (2) 障害の程度が、特級又は1級に相当しなくなった
- (3) その他 ()

別記第5号様式

水俣保第 号

年 月 日

様

熊本県知事

療養用具貸与申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった（特殊寝台・車いす）の貸与については、
次により貸与できないので通知します。

（理 由）